



対象活動を行うとポイントがもらえ、ポイントに応じて換金。
(毎年8月からスタート)

介護予防ポイントの換金申請期間

が始まります



問市介護サービス課高齢者支援係 (☎ 22-1111 内線 61-229)

▼平成27年8月から始まった介護
予防ポイント事業、今年の7月ま
でに貯めたポイントを、8月～9
月に換金申請をしましょう。

(申請受付場所と日時)

・杷木老人福祉センター

8月1日(月)・2日(火) 14時～

15時

・朝倉老人福祉センター

8月3日(水)～5日(金) 13時30分～14時30分

・健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」

8月8日(月)～10日(水)、19日(金)
～20日(土) 12時30分～14時30分

※市介護サービス課(本庁2階)および
朝倉支所・杷木支所でも随時受付ま
す。

(申請方法)

換金申請書に記入押印し、ポイント
を貯めた手帳と振込先の通帳の写しを
添付して提出してください。

▼「介護予防ポイント事業」とは

介護サービス事業所・施設等でボラ
ンティア活動を行ったり、介護予防教
室に通つたりして「ポイント」を貯め
るもので、貯まったポイントは、1
年に1回、最大5,000円まで現金に
交換することができます。

この事業は、元気な高齢者の社会参
加や生きがいづくり、健康づくりを支
援し、介護予防に役立てていただくと

ともに、地域における高齢者のボラン
ティア活動を奨励・支援することが目
的です。

■対象者

市内に住所を有する65歳以上の人

【介護予防教室「月に4回以上開催の
教室(1月毎にスタンプ1個)」】

・筋力トレーニング教室

・健康づくりサポート教室

・いきいき健康クラブ

・ステップ運動教室(平成28年8月
～)

・ボランティア活動(1時間につきスタ
ンプ1個。1日最大スタンプ2個まで)

①市内にある老人ホームやデイサービ
スを行う施設および障害者福祉施設等

で、市に受入施設の申請登録を行った
事業所での活動

- ・入所者、利用者の話し相手
- ・レクリエーション指導や参加、準備
のお手伝い
- ・行事のお手伝い
- ・お茶出しや配膳、下膳等の補助
- ・散歩、屋内移動、送迎の補助
- ・洗濯物等の整理
- ・施設の清掃や草取り等
- ・その他

■介護予防ポイント事業の流れ

- ①市に登録申請書を提出
- ②ポイント手帳を受け取る
- ③介護予防教室に参加
または、ボランティア活動の実施
- ④活動時間や内容に応じ、活動場所
で手帳にスタンプがもらえる
- ⑤毎年8月～9月に現金に換金申請
- ⑥対象者の口座に年最大5,000円
まで振り込まれる

■登録申請書の提出方法

・市役所本庁・支所に直接
・介護予防教室を通じて
・ボランティア活動をしたい事業所・
サロン・ステップ運動教室を通じて

1,000円

2,000～2,900
ポイント

2,000円

3,000～3,900
ポイント

3,000円

4,000～4,900
ポイント

4,000円

5,000
ポイント以上

5,000円

スタンプ1個＝1,000ポイント
ポイント交換の算定基準は次のとあります

1,000～1,900
ポイント

1,000円

2,000～2,900
ポイント

2,000円

3,000～3,900
ポイント

3,000円

4,000～4,900
ポイント

4,000円

5,000
ポイント以上

5,000円